

指定抗菌薬使用届出制度運用指針

(1) 目的

抗菌薬の適正使用を促すとともに薬剤耐性菌の出現を抑えるため、以下の抗菌薬について使用届出制度を実施する。

(2) 指定抗菌薬

当院において指定抗菌薬に指定するものは、抗 MRSA 薬、カルバペネム薬およびニューキノロン薬の注射薬とする。

該当する当院採用薬 ※臨時採用

分類	医薬品名	一般名（略号）
抗MRSA薬	点滴静注用バンコマイシン0.5	バンコマイシン（VCM）
	テイコプラニン点滴静注用200mg	テイコプラニン（TEIC）
	アルベカシン硫酸塩注射液100mg※	アルベカシン（ABK）
カルバペネム薬	メロペネム点滴静注用バッグ0.5g	メロペネム（MEPM）
ニューキノロン薬	クラビット点滴静注バッグ 500mg	レボフロキサシン（LVFX）

(3) 指定抗菌薬使用届出制度の運用手順

1. 指定抗菌薬を使用する場合は、医師が指定抗菌薬使用届に必要な事項を記載して、薬局に提出する。指定抗菌薬使用届は、電子カルテの文書作成から作成することができる。
2. 薬局は指定抗菌薬使用届について、以下の点を確認したうえ調剤する。
 - ・必要事項の記載に不備はないか。
 - ・用法・用量、投与予定期間、使用理由は適切であるか。
 - ・細菌培養検査の結果は適応菌種であるか。
3. 提出された指定抗菌薬使用届は、一定期間、薬局において保管する。
4. 指定抗菌薬使用届の提出状況は、薬局から院内感染防止対策委員会に報告する。

附 則

- 1 この規定は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年 9 月 1 日改定
- 3 平成 24 年 9 月 1 日改定
- 4 平成 25 年 8 月 1 日改定
- 5 平成 29 年 6 月 1 日改定